平成２５年（家）第５０号
本籍秋田県大曲市花館字杉本11番地の４、最後の住所本籍に同じ
不在者　藤井タマノ
明治35年２月11日生
平成25年10月31日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所大曲支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１４６号
本籍岐阜県高山市川原町８番地、最後の住所名古屋市南区曽池町４―36―３　プレスイン西笠寺３Ａ
不在者　井尻　雅裕
昭和39年10月24日生
平成25年11月１日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所高山支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１３８６号
本籍大阪府堺市堺区昭和通６丁90番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　山本　　敞
昭和６年10月８日生
平成25年10月29日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

平成２５年（家）第５２０号
本籍兵庫県神戸市長田区六番町４丁目３番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　新　　義雄
大正11年７月５日生
平成25年10月31日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第２８０２号
本籍静岡市葵区昭府２丁目９番地16、最後の住所兵庫県尼崎市以下不詳
不在者　池口世志子
昭和24年１月２日生
平成25年10月31日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

平成２５年（家）第２１５号
本籍奈良県橿原市大久保町30番地、最後の住所奈良県天理市守目堂町27番地２
不在者　島田トヨ子
昭和33年１月22日生
平成25年11月１日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第６７号
本籍広島県安芸高田市美土里町北46番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　藤岡　是一
明治12年７月２日生
平成25年11月１日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所三次支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１６９号
本籍香川県東かがわ市引田2655番地３、最後の住所香川県大川郡引田町128番地14
不在者　竹内ジユン
明治38年10月28日生
平成25年10月31日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第９号
本籍佐賀県藤津郡太良町大字糸岐8000番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　石井　好博
昭和45年６月１日生
平成25年10月30日失踪宣告審判確定
佐賀家庭裁判所鹿島出張所裁判所書記官

平成２５年（家）第２７６号
本籍熊本県熊本市南区富合町杉島1145番地、最後の住所熊本県下益城郡富合町大字小岩瀬122番地４
不在者　白石笑美子
昭和20年３月５日生
平成25年11月１日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第２４０号
本籍大分県中津市耶馬溪町大字金吉2531番地、最後の住所大分県中津市耶馬溪町大字金吉2531番地２
不在者　曽我　初男
昭和11年１月３日生
平成25年11月１日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所中津支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第７４４１号
本籍鳥取県八頭郡若桜町大字若桜721番地、住所東京都新宿区百人町１丁目９番５号　山手レストハウス
申立人（失踪者）　鍛治田範夫
昭和16年11月22日生
平成25年10月31日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第８号
川崎市高津区坂戸３―２―１
申立人　トーヨーアルファネット株式会社
代表者代表取締役　玄永　篤夫
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月28日
平成25年10月30日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｓ209462
金額　5,000,000円
支払期日　平成25年５月31日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三井住友銀行姫路支店
振出日　平成25年２月25日
振出地　兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
振出人　グローリー株式会社　代表取締役社長　尾上　広和
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｓ209463
金額　1,434,925円
⑶手形番号　Ｓ209465
金額　3,451,350円
⑵及び⑶の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第７号
愛知県豊明市阿野町長根81番地３
申立人　株式会社テック
代表者代表取締役　石原　　隆
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月31日
平成25年11月５日　大宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　１Ａ60428
金額　249,375円
支払期日　平成25年９月15日
支払地　埼玉県蓮田市
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行蓮田支店
振出日　平成25年５月10日
振出地　埼玉県さいたま市
振出人　株式会社日本テクノ　代表取締役　椛澤　　均
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２０６５号
東京都葛飾区柴又４丁目７番６号
債務者　株式会社アラウン
代表者代表取締役　荒井　行博
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０６６号
東京都葛飾区柴又４丁目７番６号
債務者　有限会社アライサービス
代表者代表取締役　荒井　國隆
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０５号
福井県鯖江市下河端町第47号26番地
債務者　エクセル株式会社
代表者代表取締役　小野　慶子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹村　葉子
４　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部